補正予算など議決

第三回定例会

昭和四十六年第三回定例村議会は、去る十月十八日に召集され、会期六日間でその審議がなされました。

この議会において議決された主な議件とその要旨は、次のとおりです。

一、一般会計補正予算（第三号）

補正額は、歳入歳出とも一一、一五七千円で、当初予算からの累計額は一七六、九七四千円となりました。

補正額の主なものは村政功労者に対する表彰経費二三八千円、老人憩の家関係経費一、四七四千円、保育園臨時保母賃金二四二千円、集団転作基盤整備事業補助金三、〇六三千円、同近代化施設導入事業補助金二、六五〇千円、同流通加工事業補助金三二五千円、同種苗導入事業補助金一四六千円、県道関係事業負担金二〇七千円、第八分団小型ポンプ一台三一五千円、学校関係ストーブ購入費三九六千円、中学校体育館床修理工事費八三四千円となっています。

二、国保会計補正予算（第二号）

今回の補正額は一、七七三千円でその内主なものは療養給付費国庫負担金返還金の一、六八八千円です。

三、専決処分の承認について

専決処分は二件でその内容は、次の通りでそれぞれ承認されました。

① 一般会計補正予算（第二号）

この補正予算は、米国のドル防衛に伴なう産業界のショックに対する金融措置として、中小企業に対する地方産業育成資金を二百万円追加したものです。

② 県消防団員等公償組合規約の一部改正

これは、この組合に加入している団体の名称を変更し、新たに加入希望のあった佐渡消防事務組合等三団体を加入させるものです。

四、老人憩の家建設工事請負契約内容の変更

本件は、先に議決した契約金額一八、七八〇千円を若干の増工事となったため、一、一八〇千円追加して、一九、九六〇千円としたものです。

五、選挙管理委員及び同補充員の選任

任期満了によって空席となっていた選挙管理委員及び同補充員について協議の結果、次の人が選任されました。

◎選挙管理委員

泉田　清松　　小湊　勇吉
岩山卯一郎　　小林　芳雄

◎同補充員

登石　善八　　川井　助作
萩原重一郎　　佐藤　六平

六、消防団員の定員、任免、給与

服務等に関する条例の一部改正

本件は、今迄二四四人の消防団員の定数を実員に合わせて二三一人としたものです。

七、総務文教委員会に付託された月潟中学校の給食実施について

委員長報告があり、結論として明年四月から現行法を基準として実施という内容で委員会報告どおり決定されました。

八、老人憩の家設置条例の制定

十二月に竣工予定となっている老人憩の家について、その設置、運営、管理の面を条例で定めたものです。

「ドルショック」による税金面の救済!!

この度米国の輸入課徴金制度の実施に伴い、影響を受ける、いわゆる「ドルショック」で色々な面でお困りの方には、税金面につきまして救済の為の制度がありますのでお知らせいたします。

（国税関係）

一、個人所得税について

十一月三十日は予定納税の第二期分の納期でありますが業況不振などのため昨年の所得よりも明らかに少なくなると見込まれるときは十一月十五日期限で予定納税額の減額申請をすることができます。

二、法人税について

一年決算法人で前年度より業績が低下すると見込まれるときは前年度の税額の$\frac{1}{2}$で納税する方法にかえて、仮決算による「中間申告」の税額で申告することができます。

（県税関係）

一、法人事業税の中間申告制度

事業年度が六ケ月をこえる法人で、事業の不振により前年度より業績が低下すると予想される法人の中間申告は、仮決算をしてその所得をもとにして中間申告されると有利です。

二、法人県民税、事業税の納税猶予

申告期限までに申告し、期限までに申告税額の$\frac{1}{2}$を納めて申請する。残りの$\frac{1}{2}$については三ケ月間の延期が認められます。

三、県税全般についての納税猶予

次のような理由で期限迄に納税困難な方は、申請をして納税の猶予が受けられます。

○納税者がその事業を廃止したり、休止したりしたとき。

○納税者の事業の操業度（販売額等）が前年に比して著しく減少しているとき。

（税務係）

児童手当の請求を早目に行って下さい

児童手当は、昭和四十七年一月分から支給されることになりますが、児童手当の支給をするには市町村長の認定を受けなければなりません。（先月号広報掲載済）

現在月潟村では、昭和四十七年一月一日現在において支給要件に該当することを前提として、児童手当認定請求の受付を行っております。なお民生委員を通じて調査指導を行っておりますが、該当すると思われる方は請求の手続を取って下さい。この請求の手続を行なわなかった場合は、支給の要件があっても児童手当は支給されません。なお現在二人で、今後三人目が生まれた場合は、すみやかに請求の手続を行って下さい。

役場の日誌

10月中の主なもの

10月1日　附帯農道説明会
1日　民生委員推薦会委員会
2日　広報委員会
4日　農業委員会
4～6日　老人検診と老人学級
5日　農業所得係プロック協議会
8日　表彰審議委員会
9日　出納例月検査
11日　農家組合長会議
11日　X線精検
12日　教育委員会
13日　公民館運営審議委員会
15日　各種委員連絡協議会
15日　保育園指導監査
15日　合同行政相談所開設
16日　憩の家工事委員会
16日　議会運営協議会
18日　総務、文教委員会
18日　定例村議会
19日　予防衛生委員視察旅行（寺泊コロニー）
21日　総合開発審議会
21～29日　融資委員会
21日　定例村議会
23日　広域農道説明会
27日　農業委員会
29日　農業委員会

老人憩の家に寄附

林勝潮殿より百万円

今夏より着工し、来月10日竣工を目途に工事を急いでおります、老人憩の家にこの度林勝潮殿より建設費の一部に使っていただきたいと、百万円の寄附の申し出がありました。総額二千七百万円近い費用の捻出では、村財政でも苦しく、備品購入も充分のものが出来るか懸念しておりました際であり、関係者は大変感激しております。すぐに10月定例議会で予算化し尊い善意を備品購入に役立てるようにしました。

又議会議員の方々も老人の福祉に役立てばと一ケ月分の報酬二七九、三八〇円の寄附の申し出がありました。

東京に住んでおられ運送業を、営んでいられます小林徳市さんからも、偶々帰郷された際、この建設の話をきかれ、郷土の方々の何かお役に立ちたい、特に最近の老人が若い者に忘れられがちの世相の中で、村が率先して老人を大切にすることは、大変結構なことで是非協力したいと拾万円の寄附申し出がありました。

大別当に在住の五十嵐勉画伯より日展入選作の寄贈を受け施設に一層の充実を見ることが出来ると喜んでおります。

村ではこれら相つぐ善意にお応して立派な内容にしたいと考えています。

～地下水を吸上げないで～

◇自家用天然ガスの燃料転換の協力お願い◇

新潟平野の地盤沈下防止については、数次にわたり鉱業用天然ガス採取に伴っての地上排水の大巾規制および自家用天然ガス井乞の更新、新堀の禁止を内容とする市町村条例の制定等によって努力してきましたが、いまだに毎年数センチメートルづゝ沈下が続いている現状であり、この現象は地下水の大量の汲みあげが原因となっているからであります。このため新潟県では地盤沈下対策として地下水の総合規制対策を次により推進することになりました。

一、対策の方針

㈠水溶性天然ガス採取に伴っての地下水の地上排水規制

※自主的に規制するよう行政指導する。

㈡地盤沈下規制法の適用

※建築物用及び工業用について「建築物用地下水の採取規制に関する法律」及び「工業用水法」の適用を国に申請する。

㈢条例の制定による規制

※建築物用及び工業用について法合の適用ができない場合、雑用水を含め条例制定を検討する。

二、規制の内容

㈠鉱業用の水溶性天然ガス採取に伴なう地下水の規制を昭和四十八年九月までの間で措置する。

㈡自家用の水溶性天然ガス採取に伴なう地下水については、昭和四十九年四月一日から昭和四十九年三月三十日の間に自家用天然ガスをプロパンガス又は都市ガスに転換させることによって排水を規制する。この場合転換に必要な施設に要する経費の一部について補助することを検討しています。

（補助額は概ね一万円程度の予定です）

㈢水溶性ガス違法採取、建築物用、工業用、雑用の地下水の規制については、該当法令、政令等により規制されます。

地盤沈下が目常眼に見えず、しかも災害時には大きな被害をもたらし、然も沈下した土地は回復できないことを充分考えの上前述の規制措置に御協力下さるようお願いします。

喜びの国民年金受給

昭和36年国民年金制度発足当時、制度に対する理解が少なく、強制加入対象者の中でも、加入をしぶられる方が多いのに、任意対象者で進んで申込まれた方のうちから、この度二人の方が満65才に達し、老令年金の受給者になられ、11月3日文化の日に、国民年金証書の伝達式を行いました。この方々が10年間に納めた保険料は二五、八〇〇円で年金額は六万円支給されることになります。「国民年金に加入してほんとによかった」と喜んでいられました。

喜びの関野内タンさん　ナツさん

老人憩の家名前決まる

老人憩の家の名前を募集しましたら、22人の方々から55の名前が応募になりました。10月16日工事委員会で慎重協議の結果次のように名前が決まりましたのでお知らせします。

入選

月寿荘　月潟　曽山達雄
佳作
恵泉園　月潟　棚橋敏男
楽園荘　月潟　星野　隆

社教だより

教育委員会　公民館

◎青年リーダー研修

中之口沿線地区公民館（黒埼・潟東・味方・月潟・中之口）の共同事業として昭和41年度より例年実施している研修会で、過去五回は国立磐梯青年の家を利用してきたものですが、本年は富士の裾野にある御殿場の国立中央青年の家へ赴きました。

参加人員36名（本村より5名）

10月29日より11月1日までの三泊四日の日程で、青年期の生き方、青年団活動計画のたてかたの学習、それにもとづく研究討議、富士二合目での野外活動、他の研修団体との交歓など多彩なプログラムを消化して無事帰着しました。

◎文化祭

恒例の公民館文化祭は中学校の文化祭当日（11月19日）に同校を会場として左記の催しを行なう予定です。

記

○野菜・果物等の品評即売

婦人会の協力を得て開催します。多数出品してください。

○写真展

村内の写真愛好者の方で自信作がありましたら遠慮なく出品してください。白黒・カラーを問いません印画の大きさはキャビネ以上18日正午まで事務局へお願いします。

○映写会

午後の時間に中学校と共同で行います。当方より提供するものは、カラー映画「良寛を求めて」です。本村にもロケにきて製作されたものですので多数ご覧ください。